



市 章

# 大津市公報

平 成 25 年 4 月 1 日  
号 外 ( 第 31 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 告 示

83 平成25年度の一般廃棄物処理実施計画について..... 1

### 議 会 議 長 告 示

2 大津市議会事務局規程の一部改正..... 1

## 告 示

### 大津市告示第83号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により平成25年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年条例第17号)第25条の規定により告示する。

平成25年 4月 1日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該計画書を大津市役所環境部廃棄物減量推進課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

## 議 会 議 長 告 示

### 大津市議会議長告示第2号

大津市議会事務局規程(昭和58年議長告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成25年 4月 1日

大津市議会議長 青 山 三 四 郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
(趣旨)	(趣旨)
<b>第1条</b> この規程は、大津市議会事務局設置条例(昭和37年条例第34号)第4条の規定に基づき、大津市議会事務局(以下「事務局」という。)の組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。	<b>第1条</b> この規程は、大津市議会事務局設置条例(昭和37年条例第34号)第4条の規定に基づき、大津市議会事務局(以下「 <u>局</u> 」という。)の組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。
(組織)	(組織)
<b>第2条</b> <u>事務局</u> に次の係を置く。	<b>第2条</b> <u>局</u> に次のとおり課及び係を置く。
庶務係	議会総務課 総務係 政策法制係
議事係	議事調査課 議事係 調査係
調査係	
(分掌事務)	(分掌事務)
<b>第3条</b> 係の分掌事務は、次のとおりとする。	<b>第3条</b> <u>前条</u> に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。
庶務係	議会総務課
予算、決算及び経理に関すること。	総務係
及び - 略 -	正副議長の秘書に関すること。
職員の任免、服務、分限及び懲戒に関すること。	及び - 略 -
職員の給料及び諸手当に関すること。	市議会議員共済会に関すること。
	職員の <u>任免、服務、分限及び懲戒</u> に関すること。

文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。  
物品の購入に関すること。  
市議会議員共済会に関すること。  
議長会に関すること。  
議場及び議会関係各室の管理に関すること。  
公印の保管に関すること。  
自動車の運行管理に関すること。  
事務局の庶務に関すること。

議事係

- 略 -

委員会及び協議会に関すること。

及び - 略 -

- 議会において行う選挙に関すること。
- 議決事項の処理に関すること。
- 議員の出欠席に関すること。
- 会議録及び諸記録の調製編さんに関すること。
- 傍聴人に関すること。
- その他議事に関すること。

調査係

~ - 略 -

関係法規の研究に関すること。

- 略 -

(職の設置)

**第4条** 事務局に事務局長、次長、係に係長及び書記その他の職員を置く。

議会の予算、決算及び経理に関すること。

政務活動費に関すること。

政治倫理審査会に関すること。

公印の保管に関すること。

局の一般庶務に関すること。

局内他課の所管に属さない事項に関すること。

政策法制係

— 議会関係例規の制定及び改廃に関すること。

— 政策検討会議に関すること。

— 議会活性化検討委員会に関すること。

— 議長会に関すること。

議事調査課

議事係

- 略 -

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに常任委員会委員協議会に関すること。

及び - 略 -

— 議決事項の処理に関すること。

— 会議録及び諸記録の調製編さんに関すること。

— 傍聴人に関すること。

— その他議事に関すること。

調査係

~ - 略 -

行政視察に関すること。

- 略 -

— 広報編集委員会に関すること。

(職の設置及び職務)

**第4条** 局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にあるものは、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。

職名	職務
事務局長	<u>議長の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>
次長	<u>所掌事務を掌理するとともに、事務事業の調整及び危機管理に関する事務の遂行に当たり、所属職員を指揮監督する。</u>
課長	<u>課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>
課長補佐	<u>課長を補佐する。</u>
係長	<u>係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>
副参事	<u>担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。</u>
主幹	
主査	
主任	
自動車運転士	<u>自動車の運転に従事する。</u>

2 必要があるときは、次長の下に参事を、次長又は参事の下に副参事を、次長、参事又は副参事の下に主幹を、係長の下に主査を、係長又は主査の下に主任を置くことができる。

(職務)

**第5条** 前条に規定する職の職務は、次のとおりとする。

職名	職務
事務局長	議長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	上司の命を受け、所掌事務を掌理するとともに、事務事業の調整及び危機管理に関する事務の遂行に当たり、所属職員を指揮監督する。
係長	上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
参事	上司の命を受け、担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
副参事	上司の命を受け、担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主幹	上司の命を受け、担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主査	上司の命を受け、担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主任	上司の命を受け、担当事務を処理する。

(代行)

**第6条** 事務局長に事故があるときは、次長がその職務を代行する。

2 次長に事故があるときは、参事を置く場合にあつては参事が、副参事を置く場合にあつては副参事が、主幹を置く場合にあつては主幹が、主幹を置かない場合にあつてはその所管する事務について係長がその職務を代行する。

(事務局長の専決事項)

**第7条** - 略 -

(次長の専決事項)

**第8条** 次長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- 局長及び次長以外の職員の旅行を命令すること。
- 職員の事務分担を命令すること。
- 職員の時間外勤務を命令すること。
- 職員の休暇、欠勤等の諸届を処理すること。

(事務局長の専決事項)

**第5条** - 略 -

(次長の専決事項)

**第6条** 次長は、事務局長及び課長の旅行を命令することを専決することができる。

その他重要な申請、届、報告等を処理し、又は調査、照会、回答、通知等をする事。

(係長の専決事項)

**第9条** - 略 -

(代決)

**第10条** 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

- 略 -	- 略 -	- 略 -
議長	事務局長	次長又は参事
事務局長	次長	参事又は副参事
次長又は参事	副参事又は主幹	係長又は主査

2及び3 - 略 -

(公印)

**第11条** 議会、議長、副議長及び事務局長の公印は、次のとおりとし、次長が保管する。

(その他)

**第12条** - 略 -

(課長の専決事項)

**第7条** 課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- 課の職員の旅行を命令すること。
- 課の職員の事務分担を命令すること。
- 課の職員の時間外勤務を命令すること。
- 課の職員の休暇、欠勤等の諸届を処理すること。
- その他重要な申請、届、報告等を処理し、又は調査、照会、回答、通知等をする事。

(係長の専決事項)

**第8条** - 略 -

(代決)

**第9条** 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

- 略 -	- 略 -	- 略 -
議長	事務局長	次長又は課長
事務局長	次長	課長又は課長補佐
次長又は課長	課長補佐、副参事又は主幹	係長又は主査

2及び3 - 略 -

(公印)

**第10条** 議会、議長、副議長及び事務局長の公印は、次のとおりとし、議会総務課長が保管する。

(その他)

**第11条** - 略 -

**附 則**

この告示は、平成25年4月1日から施行する。